

### Ⅲ 避難勧告等に関するガイドラインの改定について

#### 1. 主な変更点

国では、平成30年7月豪雨において、様々な防災情報が発信されてはいるものの、多様かつ難解であるため、多くの住民が活用できない状況であったと認識しております。これを踏まえ、住民等が情報の意味を直観的に理解できるよう、新たに防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動を支援することとしました。

#### 2. 防災情報の発信内容

＜避難情報等＞			〈防災気象情報〉 国土交通省、気象庁、 都道府県が発表
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル 相当情報(例)
<b>警戒レベル5</b>	すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
<b>警戒レベル4 (全員避難)</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
<b>警戒レベル3 (高齢者等は避難)</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令)	防災気象情報は、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

出典：内閣府HP「内閣府防災情報のページ」より

#### 3. 防災情報の伝達方法

防災情報は、防災無線、緊急告知FMラジオ、いわてモバイルメール（金ケ崎町からのお知らせ）、エリアメール等にてお知らせいたします。